

令和5年度フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業 (金融サービス事業化支援) 補助金 よくある質問 Q&A

【補助対象者・補助対象事業について】

Q1 補助対象事業者はフィンテック企業に限られるのか。また、協働相手は金融事業者に限られるのか。

A1 金融分野のオープンイノベーションの創出に資する実証実験であれば、非金融のスタートアップであっても補助対象事業者に、非金融の事業会社等であっても協働相手になることができます。

例えば、金融事業者のサービスの高度化を実現する技術やビジネスモデルを提供し得る非金融のスタートアップ企業と金融事業者との協働、フィンテック企業の金融商品やサービスを活用して、自社事業の高度化を図る非金融の事業会社等とフィンテック企業との協働による実証実験も補助対象となります。

Q2 「金融分野のイノベーション創出に資する実証実験」とは、どのような取組が対象になるのか。

A2 金融事業者等と協働して行う、革新的な技術やビジネスモデルの実現・実装に向けた実証実験が対象になり、そのために必要なシステムの開発、専門家への相談に係る経費の一部を補助します。

金融分野のオープンイノベーションの創出につながる取組であれば広く応募が可能です。事前相談も受け付けますので、判断に迷う場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

Q3 交付決定前に開始した実証実験は、補助対象とならないのか。

A3 交付決定前に開始した実証実験は補助対象となりません。

契約や支払いを含め、補助対象事業は、必ず交付決定後に開始するようにしてください。

【補助対象経費について】

Q4 補助額の計算について、千円未満の端数を切り捨てるのは、経費区分ごとに切り捨てるのか、合計額を切り捨てるのか、どちらか。

A4 経費区分ごとに切り捨ててください。

(例)

補助対象経費

(1) クラウドサービス利用料：1,001,000 円
(2) 委託・外注費 : 1,001,000 円
合計 : 2,002,000 円

補助金申請額(経費区分ごとに補助率(2分の1)を乗じ、千円未満の端数を切り捨て)

(1) クラウドサービス利用料 : 500,000 円
(2) 委託・外注費 : 500,000 円
合計 : 1,000,000 円

Q5 補助対象経費のうち、「(3) 専門家等への相談経費」について、すでに契約締結済みの顧問弁護士に相談しても良いか。

A5 顧問弁護士等、交付決定前から契約関係にある専門家等に相談する場合でも、補助対象事業に係る経費について、交付決定後に別途契約を結ぶとともに、補助対象外の相談料とは別に支払いを行うなど、経費を明確に区別できるようにしてください。